

# 自動車・二輪車通学の ための講習会

①  
WEBで  
自動車通学ルールを  
学ぶ

②  
最終ページに  
確認テスト・車両  
情報等登録  
QRコードあり

③  
WEBで  
自動車通学ルールの  
確認テスト  
＜満点が必須＞

④  
WEBで  
車両情報  
運転免許証  
車検証などを  
登録

ルール＆  
マナーを守り、  
自動車・  
二輪車通学を

⑦  
許可証の発行  
(学生課にて)  
翌日

⑥  
券売機で  
証紙の  
購入

⑤  
学生課窓口で  
誓約書・納付書の  
記入

# 自動車・二輪車通学のための講習会

## <コンテンツ>

- A. 学内および周辺道路における安全に関する注意事項等
- B. 駐車指定場所における注意事項等
- C. 駐車違反と違反者に対する指導および処分について
- D. 駐車許可の申請方法について

A. 学内および周辺道路に  
おける安全に関する  
注意事項等

## <A-1>

大学構内の制限速度は、30km/hです。

学生第1・2駐輪場が続く中道路の制限速度は、20km/hです。

## <A-2>

学生第1・2駐輪場に続く中道路を  
通行できる学生車両は、  
二輪車（含む原付バイク）のみです。  
また、中道路は一方通行で、  
1号館側から進入できません。

## <A-3>

大学正門は、三差路です。  
三方向から車両や人（特に、  
高校生）が来ることもあるので、  
必ず一旦停止してください。

## <A-4>

大学構内や大学正門から  
国道1号線までの下り坂は、  
スピードが出やすいので、  
十分に注意して運転してください。

## <A-5>

学生車両が進入できるのは、大学正門から第一学生駐車場までです。

それより先への進入は、学生課への申請が必要となります。

<A-6>

送り迎えのみであっても、  
学生車両が校舎前まで  
乗り入れることはできません。

## <A-7>

二輪車の事故につながる

ヒヤリハット

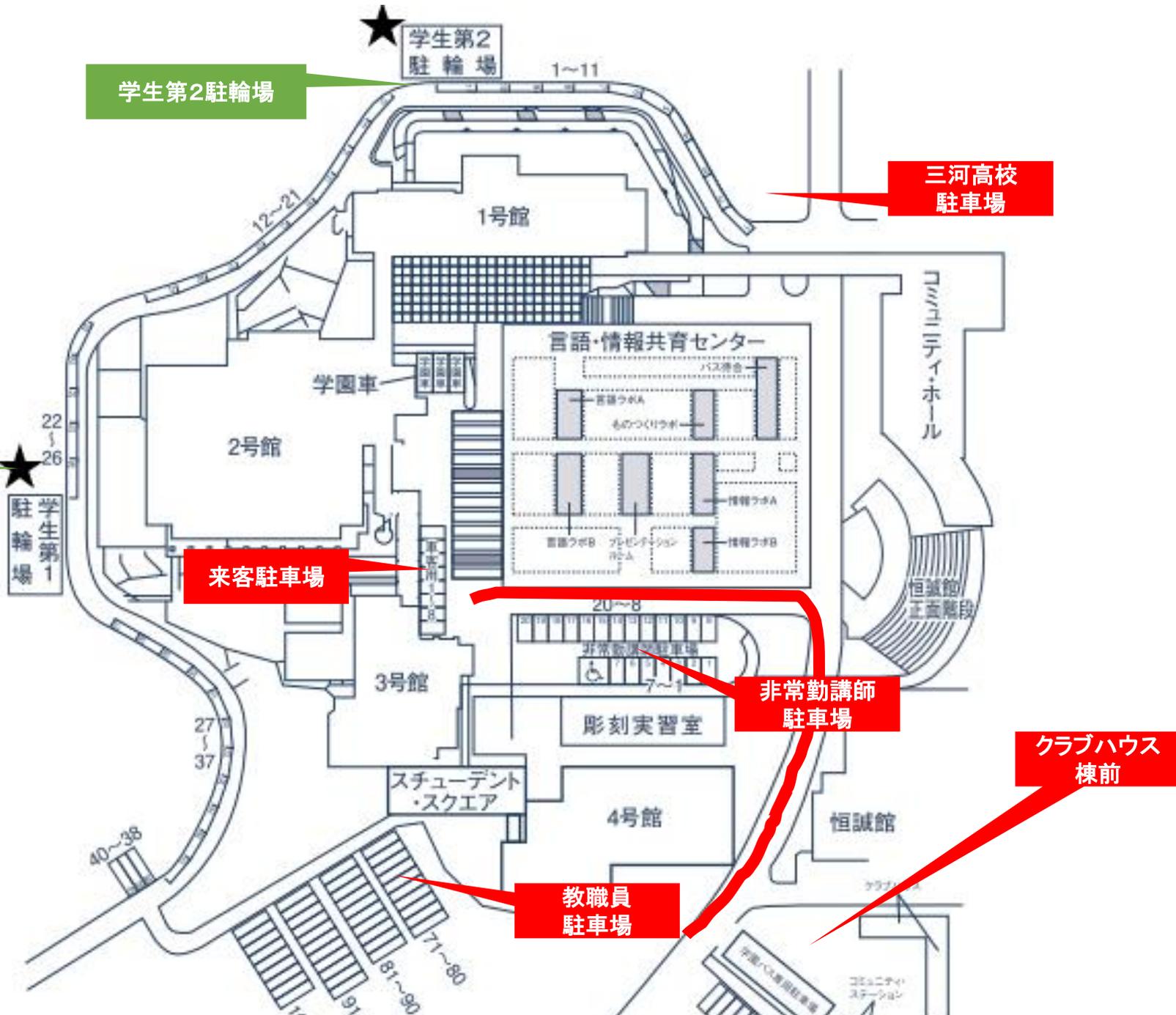
- \* スピードの出しすぎ
- \* 片手運転、
- \* 正しくないヘルメットの着用方法、
- \* 一旦停止をしない など

## <A-8>

大学構内・通学途中など  
いかなる場所のどのような事故に  
ついてても、自己責任となります。  
大学構内での事故を起こした場合、  
学生課の申し出てください。

# B. 駐車指定場所における 注意事項等

# 大学内地図



学生第2駐輪場

三河高校  
駐車場

学生第2駐輪場

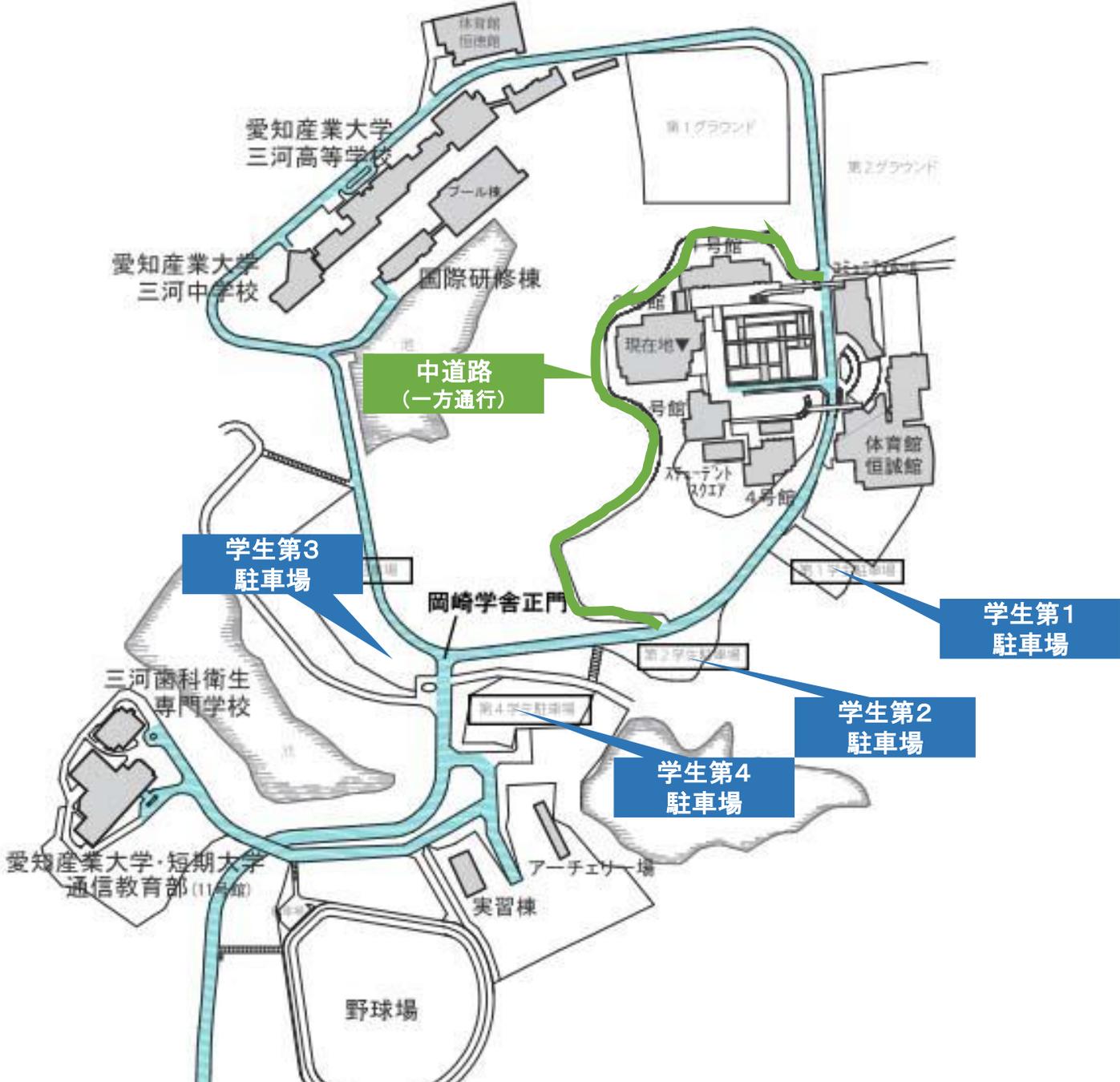
来客駐車場

非常勤講師  
駐車場

クラブハウス  
棟前

教職員  
駐車場

# 大学内地図



## <B-1> \* 地図ページ参照

学生車両・四輪車の駐車指定場所は、学生第1・2・3・4駐車場です。

学生車両は、学生第1駐車場から  
大学校舎方面へ進入できません。

## <B-2> \* 地図ページ参照

学生車両・二輪車の駐輪指定場所は、学生第1・2駐輪場です。

整列駐輪を心がけてください。

また、学生第1・2駐輪場に進む中道路は、一方通行です。

## <B-3> \* 地図ページ参照

学生車両は、以下の駐車場に  
駐車も、乗り入れもできません。

\* 来客用駐車場(2号館前)

\* 非常勤講師用駐車場(モデリングスタジオ前)

\* 教職員駐車場(4号館裏)

\* クラブハウス棟前      \* 三河高校駐車場

## <B-4>

B-3に示した学生車両が駐車できない駐車場に駐車した場合、自動車通学違反となり、懲戒処分対象(訓告→謹慎→停学→退学)となります。

## <B-5>

通学目的で藤川駅・藤川道の駅  
・むらさきかん等の  
公共施設駐車場・駐輪場に  
駐車することは、禁止です。

(すぐに、施設管理者や近隣住民から通報があります)

C. 駐車違反と  
違反者に対する指導  
および処分について

## <C-1>

自動車通学違反には、警告シート  
や駐車違反ステッカーを  
提示します。  
提示された場合、学生課への  
出頭が必要です。

## <C-2>

登録車両であっても、  
許可証（四輪車）や  
許可シール（二輪車）が  
見やすい場所に提示されていない  
場合、警告シートを提示します。

<C-3>

自動車通学違反は、写真で記録  
しています。

違反写真の枚数によっては、  
重大な懲戒処分対象となります。

## <C-4>

悪質な自動車通学違反には、  
タイヤロックを行います。  
タイヤロックされた場合は、  
懲戒処分対象となります。

<C-5>

未登録車両での通学や駐車指定  
場所以外への駐車・駐輪は、  
懲戒処分対象となります。

## < C-6 >

登録車両であっても、指定駐車場・指定駐輪場への駐車・駐輪は、自動車通学違反となり、懲戒処分対象となります。

<C-7>

許可証（四輪車）の貸し借りが  
判明した場合、  
貸した学生・借りた学生とも  
懲戒処分対象となります。

< C-8 >

懲戒処分は、学籍簿に記録され、  
奨学金の継続や就職活動での  
大学推薦などを受けられなくなる  
場合があります。

## <C-9>

自動車通学違反や懲戒処分は、卒業まで累積（1年で消えません）されます。

在学中は、自動車通学のルールを順守してください。



# D. 駐車許可の 申請方法について

## <D-1>

WEBで自動車通学ルールに関する確認テストを行います。

WEBで通学車両の基本情報の登録と運転免許証と車検証の確認を行います。

## <D-2>

登録する通学車両の基本情報は、以下の通りです。車検証等を手元に準備してください。

- \* 四輪車or二輪車
- \* メーカー名
- \* 車名
- \* 登録ナンバー

## <D-3>

学生課窓口で学生駐車場利用料を券売機の証紙で支払います。

\* 四輪車：1000円 \* 二輪車：500円

学生課窓口で誓約書と納付書を記入します。

## <D-4>

複数台の登録には、それぞれに  
学生駐車場利用料が必要です。

講習は1回の受講でOKです

(例)

\* 四輪車1台と二輪車1台 : 1500円

\* 四輪車2台 : 2000円

## <D-5>

許可証・許可シールの有効期限は、年度末までです。

従って、自動車通学の継続のためには、毎年度更新申請が必要です。

## <D-6>

登録車両を変更した場合や  
修理や車検等で代車で通学する  
場合は、学生課に届出てください。  
届出がない場合は、未登録車両  
として取り扱います。

## <D-7>

許可証(四輪車)・許可シール  
(二輪車)を紛失した場合、  
「再交付願」を学生課に  
申請してください。

## <D-8>

荷物の搬入出等で学生車両を校舎前まで乗り入れる場合、乗り入れ日の前日までに「特別駐車許可」を学生課に申請してください。

## <D-9>

足の骨折等やむを得ない事由で  
自動車通学が必要となった場合、  
「臨時駐車許可」を学生課に  
申請してください。

確認テスト  
QRコード



車両等登録用  
QRコード

